

重要事項説明書

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション



宝塚リハビリテーション病院

重要事項説明書

(通所リハビリテーションサービス) (介護予防通所リハビリテーションサービス)

利用者に対する通所リハビリテーションサービス、介護予防通所リハビリテーションサービス提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業者

事業者の名称	医療法人 尚和会	法人種別	医療法人
事業者の所在地	兵庫県宝塚市向月町19番5号		
代表者名	理事長 那須 輝		
電話番号	0797-84-8811 (代表)		

2. ご利用施設

施設の名称	宝塚リハビリテーション病院		
施設の所在地	兵庫県宝塚市鶴の荘22-2		
開設年月日	2008年4月1日		
事業所番号	2811104211		
管理者名	院長 田口 潤智		
電話番号	0797-81-2345	ファックス番号	0797-81-1528
ホームページ	http://takara-reha.com/		
交通機関	○阪急宝塚駅もしくはJR宝塚駅下車→阪神バス1番乗り場もしくは2番乗り場（両乗り場ともバスターミナルのJR側にあり）より阪神バスに乗車→「鶴の荘」バス停下車→徒歩5分 ○阪急清荒神駅もしくは売布駅下車→徒歩15分程度 ○無料送迎バスを運行しております。（詳細はお問合せください）		

3. 当院であわせて実施する事業

事業の種類	兵庫県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
回復期リハビリテーション病院	2008年4月1日	2811104211	162人
訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション	2008年4月1日	2811104211	—

4. 事業目的と運営方針

(1) 通所リハビリテーションサービス

事業の目的	通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
施設の運営方針	当院では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なりハビリテーションを行い、利用者の生活機能の維持向上を目指し、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅介護の支援に努めます。個人情報保護法に関する法令などを遵守すると共に実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めます。

（２）介護予防通所リハビリテーションサービス

事業の目的	介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。
施設の運営方針	当院では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅介護の支援に努めます。個人情報保護法に関する法令などを遵守すると共に実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めます。

5. 受入れ基準

（１）通所リハビリテーションサービス

介護保険制度下の介護認定で介護サービス給付の対象と認定された方がご利用できます。

65 歳以上で要介護状態と認定された方、および 40 歳以上 65 歳未満の要介護状態であって、その原因が特定疾病によるものと認定された方。

（２）介護予防通所リハビリテーションサービス

65 歳以上で要支援状態と認定された方。

（３）随時見学相談を行っています。お電話にてお問い合わせください。

6. 施設の概要

（１）敷地および建物

敷 地	4,031.98㎡
建 物	鉄筋コンクリート造 地上4階建（耐火建築）
延べ床面積	6,967.36 ㎡
利用定員	35名

（２）主な施設

設備の種類	室数	面積	一人あたりの面積
リハビリテーション室	1 室	172.46 ㎡	4.9 ㎡

7. 施設の職員体制（通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
医 師	1		1			1	1 以上
理学・作業療法士・言語聴覚士	5	5				5	4 以上
看護職員							
介護職員							
管理栄養士	1		1			1	－
支援相談員 (事務職員)	2		2			2	－

8. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	主な職務内容
管 理 者	日勤（ 8：30～17：30）	施設の管理
医 師	日勤（ 8：30～17：30）	利用者診療及び健康管理
理学・作業療法士 看護職員 介護職員	日勤（ 8：30～17：30）	利用者の心身のリハビリテーション 状態観察と与薬管理 利用者の生活介護
管理栄養士	日勤（ 8：30～17：30）	栄養管理及び栄養指導
支援相談員	日勤（ 8：30～17：30）	利用時、療養時の各種相談

9. 施設サービス概要

（1）営業時間

月曜日～金曜日（祝日を除く） 9：00～17：00

（2）介護保険給付サービス

通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき実施されます。

【1～2 時間コース】

サービス提供時間 9：00～10：30／10：30～12：00／13：30～15：00／15：00～16：30

種 類	内 容
機能訓練	理学療法士・作業療法士・言語療法士が、利用者の状態に合わせた機能訓練を行います。
送 迎	○基本的に自宅までの送迎は実施いたしません。指定したバス停留場所にバスを巡回運行させていただきます。
介護相談	当院は、利用者およびその家族等からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 ＜相談窓口＞ 支援相談員

【自己負担金について】

- 介護保険サービス費の1割（一定の所得以上の方は2割、現役世代並みの所得者は3割）をお支払いいただきます。費用の構成は基本サービス費と各種加算の合計となります。各金額については別紙料金表をご参照ください。

【通所リハビリテーションサービス計画の作成について】

通所リハビリテーションサービス計画、介護予防通所リハビリテーションサービス計画の作成に当たっては、居宅サービス計画書に基づき、利用者の心身の状況、希望、環境等を考慮し、サービスの目標、目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した計画を作成します。作成に当たり、計画の内容を利用者又はその家族等に対して説明し、利用者の同意を得て計画を交付します。

【料金の変更について】

介護保険法改正等により利用者負担額が変更となる場合、定期通信等での通知、書類の交付、説明等を行い、当院が基準を満たした加算を随時算定いたします。

【医療について】

通所リハビリテーションサービスを提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにご家族や担当の介護支援専門員、主治医の医師などへの連絡を行います。

10. 利用料金とお支払い方法

(1) 利用料金

別紙料金表に従い負担いただきます。

(2) 支払方法

① 銀行引き落とし

入所当日に、指定の自動払込申込み用紙をご提出ください。

毎月10日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日（20日が土日祝の場合は翌営業日）に指定の口座よりお引落としいたします。領収書は引き落としが確認取れ次第（毎月27日頃）サービス利用時にお渡しいたします。

② 銀行振込み

20日までに利用者の氏名でお振込みください。

振込手数料は利用者負担となります。ご了承ください。

施設利用料振込先

金融機関名	三菱UFJ銀行
支店名	宝塚中山支店
口座番号	普通 3848029
口座名義	医療法人尚和会
(イリョウハウジン ショウワカイ)	

③ 窓口支払い

- ・ 20日までに窓口でお支払ください。
- ・ 当院窓口でのお支払時間は、日・祝をのぞく9:00～17:00となりますので予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

1 1. 相談、苦情について

イ) 相談、苦情についての窓口

〔事業者の窓口〕 宝塚リハビリ テーション病院	窓口担当者	担当支援相談員
	受付時間	9：00～17：00（土日祝日を除く）
	電話番号	0797-81-2345
	FAX	0797-81-1528
	E-MAIL	msw@takara-reha.com ご意見箱（1 階ロビーに設置）
相談の方法	電話、面談、文書、FAX、インターネット等	

ロ) 当院担当者で不十分な場合

〔市町村の窓口〕 宝 塚 市	所在地	〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号
	電話番号	0797-77-2136
	受付時間	9：00～17：00（土日祝日を除く）
＜その他市町村＞	市役所介護保険課 給付担当	
〔公的団体の窓口〕 兵庫県国民健康保健 団体連合会	所在地	〒650-0021 神戸市中央区三宮 1 丁目 1-1801 号
	電話番号	078-332-5617
	FAX番号	078-332-5650
	受付時間	9：00～17：00（土日祝日を除く）

1 2. 秘密の保持について

- 当院とその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当院は、利用者及び家族代表者から、予め同意を得た上で行うこととします。同意がなかった場合はサービス調整ができず、一体的なサービス提供が円滑に行えなくなります。
 - 介護保険サービスの利用のための市区町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - 病院で行われる研修生、実習生、学生への教育。
- 個人情報の提供範囲については、介護サービスの円滑な提供に必要な最小限度にとどめ、情報提供の際には、関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

1 3. 記録の保管について

- 当院は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する介護記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 当院は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、ご家族等に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

1 4. 損害賠償について

- 通所リハビリテーションサービスの提供に伴って当院の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当院は利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 利用者の責に帰すべき事由によって、当院が損害を被った場合、利用者及び家族代表者は、連帯して、当院に対してその損害を賠償するものとします。
- 当院は賠償責任保険等の損害保険に加入しております。
- 当院は、利用者が損害保険契約内容の閲覧を求めた場合は、原則として、実費をお支払いいただいた場合これに応じます。但し、ご家族等に対しては利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

1 5. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 尚和会 宝塚第一病院		
院長名	那須 文章		
所在地	〒665-0832 宝塚市向月町19番5号		
電話番号	0797-84-8811	FAX 番号	0797-87-9606
診療科	内、外、小、整、眼、皮、形成、美容、循、アレルギー、リウマチ、脳外		
救急指定の有無	有		
契約の概要	当院と宝塚第一病院とは、病状に急変があり、急性期病院での対応が必要と判断した場合、迅速に対応できるよう協力し緊急時に備えています。		

1 6. 非常災害時の対策

非常対策時の対応	別途定める「宝塚リハビリテーション病院 防災マニュアル」にのっとり対応を行います。			
非常時災害時訓練	当院では年2回の非常時災害訓練を実施しており万一の災害に備えて職員が迅速に活動できるように訓練いたしております。訓練の際は、利用者の皆様にも参加いただいておりますのでご協力をお願いいたします。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火水槽	1基
	避難階段	1ヶ所	非常通報装置	あり
	自動火災報知器	あり	漏電火災報知器	あり
	誘導灯	あり	非常用電源	あり
	ガス漏れ報知器	あり		
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出は年2回管理体制計画訓練実施を届けております。 防 火 管 理 者：二宮 卓			

1 7. 利用者の権利

利用者と家族代表者は以下の権利を事業者に対して主張することができます。

独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利
生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の好み、および主体的な決定が尊重される権利
安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利
必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利
ご家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利
地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利
暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けない権利
生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利
生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受ける権利

1 8. 当院ご利用の際に留意いただく事項

所 持 品	現金・貴重品の紛失に関しては当院では一切の責任負いかねますので、貴重品の持ち込みには十分にご注意ください。 私物には必ず氏名をご記入ください。氏名記入の無い物が万一紛失、破損等した場合、当院は一切責任を負いかねます。
キャンセルのご連絡	前日午後5時までにお知らせください。 前日午後5時以降から当日のキャンセルにつきましては、費用をご負担いただく場合があります。(前日が日祝日にあたる場合は、当日の朝8時半から9時の間にご連絡ください)
服 用 中 の お 薬	お薬を服用中、又は使用中の方で、利用時間中に使用する必要性のある場合は必ずご持参ください。
休 業 日	土曜日・日曜日・祝日
緊 急 時 の 連 絡 先	施設ご利用時間中は必ず家族代表者の連絡先を明確にいただき、緊急時に連絡がとれるようご協力ください。 体調不良等により利用者が途中で帰宅される際は、ご家族にお迎えに来ていただくようお願いします。
喫 煙 ・ 飲 酒	敷地内は禁煙・禁酒といたします。
宗教活動・政治活動・営 利 行 為 の 禁 止	敷地内での他の利用者に対する営利行為・宗教活動(神具、仏具等の持ち込み等も含む)・特定の政治活動はご遠慮ください。
重 要 事 項 の 変 更 時	重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合、書類を交付して口頭、文書等で説明し、利用者の同意を確認いたします。

19. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

21. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

22. 法人が行っている業務

事業所の名称	住所	電話番号
宝塚第一病院	兵庫県宝塚市向月町19番5号	0797-84-8811
介護老人保健施設 ケアヴィラ伊丹	兵庫県伊丹市大野1丁目3番2号	072-777-1165
ケアヴィラ伊丹 居宅介護支援事業所	兵庫県伊丹市大野1丁目3番2号	072-777-0057
グループホーム ケアホーム伊丹	兵庫県伊丹市大野1丁目3番2号	072-777-7272
伊丹大野診療所	兵庫県伊丹市大野1丁目3番2号	072-777-7001
介護老人保健施設 ケアヴィラ宝塚	兵庫県宝塚市亀井町10番51号	0797-71-6510
グループホーム ケアホーム宝塚	兵庫県宝塚市亀井町10番51号	0797-71-2828
サポートプラザ宝塚 居宅介護支援事業所	兵庫県宝塚市鶴の荘19番12号	0797-62-6622

説明日時：.....年.....月.....日

当事業者は、本書面に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

〒665-0833 兵庫県宝塚市鶴の荘22-2

医療法人尚和会 宝塚リハビリテーション病院

説明者

氏 名 _____

私は、本書面に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受けました。その内容を十分に理解し、サービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことを代理者と共に同意いたします。

年 月 日

(利 用 者) 住 所

氏 名 _____

(代 理 人) 住 所

氏 名 _____

連 絡 先 (_____)